

分析約款

第1条 目的

1. 本約款は、北海道大学（以下「本学」という。）が国立大学法人北海道大学創成研究機構グローバルファシリティセンター分析・加工受託規程（以下「規程」という。）第2条第4号および第5号に定める学外利用者（以下「依頼者」という。）からの分析依頼等の業務（以下「分析業務」という。）を遂行するための、本学及び依頼者の基本的合意事項を定めるものである。

第2条 契約の成立

1. 分析業務の委託を希望するものは、事前に所定の申込書に必要事項を記載の上、北海道大学創成研究機構長（以下「機構長」という。）へ提出しなければならない。
2. 機構長は、その申請が教育研究上きわめて有意義であり、かつ本学創成研究機構グローバルファシリティセンターの業務に支障がないと認める場合に限り、これを受託することができる。
3. 分析業務に関する契約は、依頼者が本約款に定める事項を承諾の上、所定の申込書による申込を行い、それに対して機構長が受託したときをもって成立するものとする。
4. 申込書の記載事項については、契約の成否にかかわらず第6条の規定を適用するものとする。

第3条 試料の提供・破棄

1. 依頼者は、分析業務に必要な試料を本学創成研究機構グローバルファシリティセンターに所属する分析業務を行う職員（以下、「担当者」という。）に提供するものとする。
2. 前項により提供された試料が毒物や法律に触れるものである場合、設備を破損する恐れのある場合、その他正当な理由により担当者が受け入れできないと判断した場合は、分析業務を受託しないものとする。
3. 依頼者は、第1項により提供する試料について、安全衛生上の注意、毒性又は薬理活性が判明している場合には、その情報を本学に開示するものとする。
4. 試料は原則として返還しないものとする。ただし、依頼者から申出があった場合で、かつ、担当者が認めたものについては返還することができる。
5. 試料の提供、返還に要する費用は、依頼者が負担するものとする。

第4条 分析業務の実施・報告

1. 分析業務は、担当者が申込書の範囲にしたがって行うものとする。
2. 担当者は、依頼者から測定予定日又は分析結果の送付予定日について照会があった場合は、通知するものとする。なお、通知した予定日に変更が生じた場合は速やかに変更内容を通知するものとする。
3. また、装置の不測の故障、担当者の急病、天災等のやむを得ない事由により測定できなくなった場合には、測定の延期又は中止について本学及び依頼者で協議の上決定するものとする。
4. 本学は、測定が完了した後、速やかに所定の送付案内書とともに分析結果を依頼者へ送付するものとする。

第5条 分析料等

1. 本学は、依頼者からの申込書に基づき規程に定める分析料その他委託者が負担すべき金額（以下「分析料等」という。）を算出し、依頼者へ提示するものとする。
2. 前項により提示した金額に変更が生じた場合は、速やかに依頼者へ変更後の金額を提示し、承諾を得るものとする。
3. 分析料等は、分析業務完了後に本学が発行する請求書により請求書に記載した納入期限までに支払うものとする。
4. 依頼者は、分析業務を中止する必要がある場合、直ちに担当者へその旨通知しなければならない。
5. 前項により分析業務を中止した場合であっても、依頼者は原則とし

て分析料等を支払わなければならない。ただし、本学において当該分析業務を未実施である等本学の費用負担が生じていない場合はこの限りでない。

第6条 秘密保持

1. 本学及び依頼者は、分析業務において相手側から開示される情報並びに業務遂行上知り得た相手側の技術上、学問上及び業務上の一切の情報（以下、これらを「秘密情報」という。）を、書面による相手方の同意なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は除く。
 - (ア) 法令又は裁判所若しくは官公庁の命令に従って開示を要求されたもの。
 - (イ) 相手側から知得する前にすでに公知であるもの。
 - (ウ) 相手側から知得した後に自らの責によらず公知となったもの。
 - (エ) すでに自らが所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (オ) 正当な権利を有する第三者から合法的かつ秘密保持義務を負うことなく取得したもの。
2. 本学又は依頼者が分析業務の完了後に秘密情報の破棄を書面にて依頼する場合、両者はそれにしたがうものとする。
3. 本条の各規定の秘密情報は、本分析業務のためにのみ使用するものとし、書面による事前の同意なしにその他の目的に使用してはならない。

第7条 免責

1. 依頼者が分析結果を利用することにより生じた損害について、本学は一切の責任を負わない。
2. 本学及び依頼者は、自らが提供する情報や試料の分析結果等に関し、理由の如何を問わず、技術上、経済上、その他一切の事項についての保証責任を負わないものとする。
3. 依頼者が研究論文・学会発表において分析結果を使用し、公表した場合、その旨を本学に報告しなければならない。
4. 第3項以外の目的のため、分析結果を使用し、公表する場合には、あらかじめ本学の承諾を得なければならない。
5. 依頼者は、法令又は規程若しくは本約款に違反し本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
6. 第4条第3項の規定に基づき測定の延期又は中止をしたことにより、依頼者が損害を受けた場合、本学はその損害について賠償しないものとする。
7. 本学が分析業務の結果に対し不備又は誤りがあったと認めた場合、依頼者と協議の上、分析業務の再実施を行うものとする。
8. 前項の分析業務の再実施ができない場合は、分析料を上限として依頼者に返還するものとする。
9. 本学は、分析結果又はその利用が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証しない。

第8条 有効期間

1. 本約款の有効期間は、本学の承諾日から3年までとする。ただし、本学及び依頼者が合意したときには、必要な期間これを短縮又は延長することができる。

第9条 協議

1. 本約款に定めのない事項又は本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合は、本学及び依頼者は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上